

シルバーだより秋季号

—第106号—



発行日 令和7年11月発行

発行所 (公社) 宇治市シルバー人材センター

〒611-0021 宇治市宇治東内 36-5

TEL (0774) 20-1734

FAX (0774) 20-0580

設立40周年記念式典を開催しました

去る10月26日（日曜日）に宇治市生涯学習センターで「設立40周年記念式典」を開催しました。

当日は、あいにく雨が降り足元が悪い中でしたが、表彰者、一般会員、来賓など100名を越える方に参加いただき盛大に開催することができました。

式典では、平田理事長の式辞に続き、10年以上継続して発注いただいている協力事業者の方への感謝状贈呈、10年以上登録されている80歳以上の会員、特別功労者、永年勤続職員を表彰しました。その後来賓の皆様から祝辞をいただき式典を終えました。

休憩を挟んだのち、日本笑い学会顧問の井上宏先生による記念講演を開催しました。「老いと笑い」をテーマに、年齢を重ねても元気で過ごすための秘訣についてお話をいただきました。

そのほか、別会場では、サークルによる会員の作品展示や活動紹介、昭和100年にちなんだ懐かしい品々の展示、抽選で新米が当たるクイズなどを行い、多くの会員が熱心に観覧し、懐かしさに浸りながら楽しいひと時を過ごしていただきました。

式典に参加いただいた会員、準備段階からご協力をいただいた会員の皆様には、心から感謝申し上げます。

なお、式典の詳細は、次号のシルバーだより（新春号）でお伝えする予定です。

事務費を改定します

～ 令和8年4月から15%に～

センターの事務費は、現在10%の負担を発注者にお願いしています。令和6年度の事務費収益は約2,600万円となっており、収益全体の9.6%を占めています。令和4年4月に事務費を17年ぶりに改定してから3年が経過しましたが、この間、物価の高騰による事務経費の増加、最低賃金の引き上げに伴う人件費の上昇、インボイス制度による消費税負担の増加により年間約1,600万円の費用が増加しています。

最低賃金の引き上げは今後も続くことが見込まれ、インボイス制度は消費税軽減控除措置の見直しにより一層負担が増加することとなります。あわせて事務所の老朽化対策として必要な資金を積立てるなど、センターの財政状況は益々厳しくなると見込んでいます。

現在の事務費は、京都府内のセンターの中では最も低く、すでに15%で運用しているセンターもあることから、事務費を現行の10%から15%に引き上げる事務費規程改正案を9月12日開催の第2回理事会に提案しました。改定の時期は、周知の期間が必要なことから令和8年4月就業分から実施することとしています。

理事会では、これらの状況を踏まえ、今後の持続可能なセンター運営を考えたとき、事務費の改定はやむを得ないとして承認されました。

お客様にとっては、最低賃金の引き上げなどに伴う価格改定に加え事務費改定による負担をお願いすることとなります。お客様と直接対応していただいている会員の皆様には、何かとご苦労をおかけすることとなりますがセンターの安定的な運営のためご協力をお願いします。

センターの動き

★第2回理事会を開催しました

9月12日（金）、第2回理事会が開催されました。

理事会では、事務費を改正する議案について審議、可決しました。

そのほか正会員の入・退会状況や4月から7月までの事業実績、理事長等の職務の執行状況、宇治市への要望等について協議・報告をしました。

会員数の状況は、4月から7月末までの入会者44人、退会者69人で、7月末の正会員数は548人となりました。昨年の7月末の会員数は533人で、昨年より15人増加しています。特に女性会員は昨年7月と比べ23人増えています。今後も引き続き会員数増加に向けて友人・知人への口コミ勧誘など会員の皆様のご協力をお願いします。

4月から7月の事業実績では、請負・委任業務の契約金額は8,022万円で前年同月と比べ約127万円の増、派遣業務の契約金額は、1,906万円で、前年同月と比べ約247万円の増となっています。請負・委任と派遣を合わせると昨年同月と比べ約375万円の増加となっています。

また、4月から7月の就業延人員数は、請負・委任業務で16,026人日で昨年同月より172人日の減、派遣業務で2,961人日で昨年同月より296人日の増となっています。

そのほか、理事等の職務の執行状況の報告、宇治市への要望活動についての報告、協議を行いました。また、3月に市民から宇治市監査委員に出された宇治市営駐輪場管理業務に関する住民監査請求の結果報告を行いました。

住民監査請求では、宇治市駐輪場管理業務に条例違反などの行為があったとして、指定管理料の返還、宇治市補助金交付決定の取り消しなどを求めたものでしたが、監査の結果、一部条例に抵触する行為があったものの、利用者の利便と便宜を第一に考えた処理であり、請求については却下・棄却されました。

宇治市からは監査結果を受けて、センターに対し、法令遵守を徹底し適正な業務の執行を求める通知が出され、センターでは、今後一層、法令を遵守して駐輪場管理に取り組むことを報告しました。

講習会のご案内

★草刈（機械刈）講習会 参加者募集

シルバーの代表的な業務である草刈り業務に携わっていた
だける会員を募集しています。草刈り業務で就業している会
員は、高齢化の影響で年々減少している一方、公共施設、町
内会・自治会などから発注は増加しています。



草刈りの作業は、場所や面積、雑草の状況によって手作業で処理する方法と、草
刈機を使って作業する方法があります。今回は草刈機を使った作業の講習会を実施
します。

今まで、草刈り作業の経験がない会員でも、講習会に参加して就労の機会を増や
してみませんか。



◆講習会の様子

☆日 時：令和8年1月19日（月）

午前10時から午後3時（休憩1時間）

※雨天時は1月26日（月）に順延

☆場 所：宇治市植物公園（宇治市広野町）

☆内 容：草刈機の安全な使用方法を学ぶ座学と実際に体験してみる実技講習と
なります。

☆参加料：無料

☆定 員：10名（先着順 ※未経験者を優先）

☆申込み：12月19日（金）までに事務局へお申し込みください。

※講習会終了後、無報酬による作業を経て実就業していただきます。

【講習会に参加した新規就労会員の感想】

「草刈機を使った作業の経験は今までなかったけれど、講習会に参加して作業の仕方について教えてもらい、不安なく草刈りの仕事につくことができました。ベテランの会員も参加されており、先輩会員から仕事に誘っていただく良い機会になったと思っています。」

★植木の剪定講習会

初級者を対象とした「植木の剪定講習会」を実施します。

植木剪定は、受注が多いセンターの中心的な仕事です。現在、仕事を受けていただける会員を募集しています。講習を受けて植木剪定の仕事をはじめませんか。



◆講習会の様子

☆日 時：令和8年2月4日（水）

午前10時から午後3時まで

※雨天時は2月11日（水）に順延

☆場 所：黄檗公園（宇治市五ヶ庄）

☆内 容：屋外での実習を中心に低木樹木と三脚の届く範囲での高木樹木の剪定
講習を実施します。参加料は無料です。

☆参加料：無料

☆定 員：10名（先着順）

☆申込み：1月9日（金）までに事務局へお申し込みください。

★パソコン講習会

今年も初級者を対象にした、パソコン講習会を開催します。

ワード・エクセルの基本操作、インターネットの活用方法など会員の皆さんを対象に少人数で丁寧に分かりやすく指導していただきます。



最近、事務局との連絡にメールを使う会員が増えてきています。この機会にパソコンをはじめてみませんか。パソコンをお持ちでない方はセンターで用意しますので初心者の方でも受講いただけます。

☆日 時：1月20日・27日・2月3日・10日・17日（毎週火曜日全5回）

午後1時30分～午後3時30分

☆場 所：センター会議室

☆参加料：無料

☆定 員：5名（先着順）

☆申込み：12月23日（火）までに事務局へお申し込みください。

※受講決定後改めて詳細をお知らせします。

人権研修のお知らせ

宇治市以南の9つのシルバー人材センター会員を対象に京都府シルバー人材センター連合会が主催する令和7年度人権研修が、12月19日（金）14：00から文化パルク城陽で開催されます。研修内容は八尾市人権協会ミドルリーダー学習会代表の土田光子氏による講演が予定されています。

昨年の研修には当センターから15人が参加しました。今年の研修にも多くの会員の参加をお願いします。参加を希望される会員は12月5日（金）までに事務局へ連絡してください。

トピックス

宇治橋通り商店街

「笑顔がいっぱいわんさかフェスタ」に参加しました



10月25日（土）、宇治橋通り商店街で「笑顔がいっぱいわんさかフェスタ」が今年も開催されました。あいにくの空模様でしたが、センターからは、「なでしこの会」が、日頃の活動の成果として、手作り手芸品などの展示販売を行いました。また、普及啓発活動の一環として役員・職員も参加し、来場者にパンフレットを配布するなど新規受注・新規会員の勧誘を行いました。

例年ご協力をいただいている「なでしこの会」では、現在会員を募集しています。手芸を楽しむ仲間と毎月2回活動しています。興味のある方は事務局までお問い合わせください。



事務局からのお願い

就業報告書の提出は 毎月 3日まで にお願いします

就業報告書の提出は、毎月 3 日（休日の場合はその翌日）が期限となって います。

就業報告書の提出が遅れると、皆さんへの配分金の支払いをはじめ、各種 代金の支払いが遅れることになりますからねません。

月末・月初の忙しい中ですが、期限内の提出にご協力いただきますようお 願いします。

事務局への登録内容に変わりはありませんか？

事務局では入会時に提出いただいた入会申込書をもとに、会員情報を登録し管理しています。入会後に変更や追加があった場合は事務局まで連絡をお願いします。

- 例
- ・携帯電話の番号が変わった
 - ・緊急連絡先が変わった
 - ・希望する仕事や時間、曜日など条件の変更

なお、個人情報に該当するものもあることから、本人の確認や折り返しの連絡をさせていただく場合もありますので、ご了承をお願いします。

配分金・賃金の振込予定日

請負・委任業務の配分金は、「ゆうちょ銀行」の口座へ、派遣業務の賃金は「京都銀行」の口座へ、それぞれ仕事をしていただいた翌月の末日に振り込みます。

今後の振込日は次のとおりです。

令和7年 11月28日(金)・12月26日(金)

令和8年 1月30日(金)・2月27日(金)・3月31日(火)

配分金・賃金の明細書を毎月お渡ししています。振込額のご確認をお願いします。

編 集 後 記



プロ野球の世界では、毎年秋になると成績を残すことができずに退団する選手がいる一方、才能豊かな新人が将来の活躍を期待され入団してきます。新陳代謝によってプロ野球は発展し永い歴史を刻んできました。

このことは、シルバー人材センターでも同じで、高齢などの理由で退会する会員がおられる一方、新しい会員が入会していただくことでセンターは継続、発展してきたのだと設立40周年記念式典を終えて改めて実感しました。永年センターの発展のために貢献していただいた諸先輩に敬意を表するとともに、新しい会員には長く在籍していただき、一層センターを発展させていただくことを願っています。(H)

